

年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ (案)

表面

料金後納郵便

999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXX

親展

XXXXXXXXXXXXXXXXX 様
999-99999999-999999999999999



あなた様の年金の加入期間に関するお知らせ
— ぜひお読みください! —

差出人
社会保険庁 社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

【お問い合わせ先】
裏面の『専用ダイヤル』またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。 →
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

この通知をお読みいただくことで、年金の受給が可能となる場合がございますので、ぜひご確認ください。

あなた様は、右の表の年金加入期間だけでは「年金を受け取るために必要な期間」(原則300か月=25年)を満たしていません。
しかし、次の(1)、(2)のご確認により加入期間の間違いや合算対象期間(カラ期間)などがある方や、次の(3)、(4)の任意加入制度に加入された方は、年金を受給できる場合がございます。
ご確認いただき、お気づきの点などがありましたら、裏面の「専用ダイヤル」にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所や年金相談センターにご相談ください。

- (1) まず、右の表の①～⑨で、それぞれの加入期間が間違いないかどうか、ご確認ください。
(共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等にご確認ください。)
- (2) 同時に、次のような合算対象期間(カラ期間)などがないかどうか、ご確認ください。〈詳細は裏面に〉
(例1) 専業主婦で、国民年金の任意加入の期間は?
(例2) 海外に在住した期間がある?
(例3) 平成3年3月までに、学生であった期間は?
- (3) 60歳から70歳までは、国民年金に任意加入できますので「原則300か月 = 25年」の「年金を受け取るために必要な加入期間」を満たす場合があります。
- (4) 70歳まで保険料を納めても、まだ加入期間が「原則300か月 = 25年」に不足する方は、「70歳以上でも、勤めに出て厚生年金に入る」という方法があります。

あなた様の年金加入期間 下の表のとおりです。(社会保険庁の把握分)

基礎年金番号 9999-999999
平成 99 年 99 月 99 日現在の年金加入期間です。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等であなた様からご照会いただいた内容で、そのご返事ができていないご照会内容は、今回お知らせした年金加入期間には含まれておりませんので、ご了承ください。

①厚生年金保険加入期間		999 か月
②船員保険加入期間		999 か月
③国民年金加入期間のうち納付済月数		999 か月
④ " 全額免除月数		999 か月
⑤ " 4分の3免除月数		999 か月
⑥ " 半額免除月数		999 か月
⑦ " 4分の1免除月数		999 か月
⑧ " 学生納付特例月数		999 か月
⑨共済組合等加入月数(注)		999 か月
年金加入期間合計		999 か月

年金を受給するためには、この期間に合算対象期間(カラ期間)などを加え、**原則300か月(25年)以上必要です。**

※生まれ年などによっては、その必要な期間が短くなります。
※厚生年金保険及び共済組合等の加入期間の合計が240か月(20年)以上の場合も、年金を受給できます。
(注)公務員や私学教職員の場合は、平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間は表示されない場合があります。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。